

令和3年4月28日

第448回白石市議会臨時会議案

目 次

第 3 3 号議案	固定資産評価員の選任について	・・・ 1
第 3 4 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 2 号） （白石市市税条例等の一部を改正する条例）	・・・ 2
第 3 5 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 3 号） （新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の 整理に関する条例）	・・・ 1 3
第 3 6 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号） （健康保険法第 3 条第 1 3 項に規定する電子資格確認の運用開始 に伴う関係条例の整理に関する条例）	・・・ 1 6
第 3 7 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号） （白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例）	・・・ 1 8
第 3 8 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号） （令和 2 年度白石市一般会計補正予算）	・・・ 6 4
第 3 9 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号） （令和 2 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算）	・・・ 6 5
第 4 0 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号） （令和 2 年度白石市介護保険特別会計補正予算）	・・・ 6 6
第 4 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号） （令和 2 年度白石市水道事業会計補正予算）	・・・ 6 7
第 4 2 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 0 号） （令和 2 年度白石市下水道事業会計補正予算）	・・・ 6 8

第 3 3 号議案

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 山 家 英 男

生年月日

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 4 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市市税条例等の一部を改正する条例（専決第 2 号）

（令和 3 年 3 月 3 1 日専決）

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市市税条例等の一部を改正する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第35条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第52条の9第3項」を加える。

第35条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第52条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第52条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」

を加える。

附則第5条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附

則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2第26項を同条第25項とし、同条第27項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度か

ら令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「当該軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別

割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条（見出しを含む）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第25条（見出しを含む）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第26条（見出しを含む）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第 27 条（見出しを含む）中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

附則第 29 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 30 条中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 31 条中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 32 条及び第 33 条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 34 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 38 条中「第 13 項、第 18 項から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」を「第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」に改める。

附則第 41 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」と

する。

第2条 白石市市税条例の一部を改正する条例（令和2年白石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、白石市市税条例第47条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、白石市市税条例第49条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、白石市市税条例第51条の改正規定中「第51条第4項」を「第51条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、白石市市税条例附則第4条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第5条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中白石市市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- （2） 第1条中白石市市税条例第24条第2項及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- （3） 第1条中白石市市税条例附則第10条の2第27項の改正規定（同項を同条第26項とする部分を除く。）並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年

法律第 号) 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

(4) 第1条中白石市市税条例附則第 10 条の 2 第 2 5 項を同条第 2 3 項とし、同項の次に 1 項を加える改正規定 (第 2 4 項に係る部分に限る。

) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 号) の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の白石市市税条例 (以下「新条例という。」) 第 3 5 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 3 5 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 5 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 3 5 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 3 5 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 3 5 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 3 5 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 号。第 5 項において「改正法」という。) 第 1 条の規定による改正前の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。) 附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、

なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引

」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 3 5 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例（専決第 3 号）

（令和 3 年 3 月 3 1 日専決）

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に
関する条例

(白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

第1条 白石市国民健康保険条例(昭和34年白石市条例第7号)の一部を
次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律
第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(」を
「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナ
ウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、
人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である
感染症をいう。)」に改める。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による白
石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する
条例)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等によ
る白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例(令和2年白
石市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第3
1号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(」を「新型
コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイル
ス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝
染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症
をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市国民
健康保険条例(以下「改正後国保条例」という。)及び改正後の新型コロ
ナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による白石市国民健
康保険税及び介護保険料の減免に関する条例(以下「改正後減免条例」と
いう。)の規定は、令和2年2月13日から適用する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の白石市国民健康保険条例附則第6項の規定により傷病手当金の支給を受けた者は、改正後条例附則第6項の規定により傷病手当金の支給を受けたものとみなす。
- 3 第2条の規定による改正前の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の規定により国民健康保険税及び介護保険料の減免（以下「保険税等の減免」という。）を受けている者は、改正後減免条例の規定により保険税等の減免を受けたものとみなす。

第 3 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

健康保険法第 3 条第 1 3 項に規定する電子資格確認の運用開始に伴う
関係条例の整理に関する条例（専決第 4 号）

（令和 3 年 3 月 3 1 日専決）

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一

健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認の運用開始に伴う
関係条例の整理に関する条例

(白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年白石市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条中「被保険者証又は組合員証とともに」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、」に改める。

(白石市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 白石市子ども医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条中「被保険者証又は組合員証とともに」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、」に改める。

(白石市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 白石市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年白石市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条中「被保険者証又は組合員証とともに」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例、白石市子ども医療費の助成に関する条例及び白石市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。

第 3 7 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（専決第 5 号）

（令和 3 年 3 月 3 1 日専決）

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年白石市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を

「第10章 雑則（第204条）

附則」に改める。

第3条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第5項中「支障がない場合」を「支障がないとき」に改め、同項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう。」の次に「第48条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「第48条第4項第3号に同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加え、同項第11号中「（以下「平成18年旧介護保険法」という。）」を削る。

第9条第4項中「第50条」の次に「第1項から第3項まで」を加える

。

第24条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条第3項中「勘案して」を「勘案し」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第60条の16第1項及び第88条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底

を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(6) 指定地域密着型特定施設

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第50条第4項中「第9条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは、」の次に「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従事者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地

内において一体的に運営されている場合（第33条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条前段中「第34条」を「第33条の2」に、「、第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に改め、同条中「第10条第1項」の次に「中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第56条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。））」と、同項」を加え、「第34条第1項、第35条及び第36条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改め、「訪問介護員等」と、「」の次に「指定」を加え、「「夜間対応型訪問看護」」を「「指定夜間対応型訪問介護」」に改める。

第60条の2第1項第3号中「第5条」の次に「の規定」を加え、「市町村」を「市長」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定の」を加え、同条第8項中「市町村」を「市」に改める。

第60条の4第2項第1号中「アにかかわらず」を「アの規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に、「場合に限る。）に」を「とき」に、「当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「市長」に改め、同条第5項中「市町村」を「市」に改める。

第60条の6第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第60条の8第6号中「添って」を「沿って」に改める。

第60条の11中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の12第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の12に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の14に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の15第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第60条の16第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第5項中「対しても指定地域密着」を「対しても、指定地域密着」に改める。

第60条の18第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第60条の19中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第60条の11に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第60条の11に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条」を「同項第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の19の2中「指定放課後等デイサービスをいう」の次に「。同号において同じ」を加える。

第60条の19の3前段中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第54条及び第6

0条の1、第60条の3、第60条の4第4項」を「第54条、第60条の1、第60条の3及び第60条の4第4項」に改め、同条後段中「運営規程をいう。第35条」を「重要事項に関する規程をいう。第35条第1項」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「前項ただし書の場合（）」を「前項ただし書の場合において、」に、「第1項の設備」を「第1項に掲げる設備」に、「場合に限る。）」を「とき」に改め、「）」を削り、「及び第60条の12第3項」を「、第60条の12第3項及び第4項並びに第60条の15第2項第1号及び第3号」に改める。

第60条の20中「第4節」を「前節」に改める。

第60条の22第2項中「従事する者」を「従事するもの」に改める。

第60条の25第2項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第4項中「場合（）」を「場合において、」に、「場合に限る。）」に「とき」に改める。

第60条の29第5号中「添って」を「沿って」に改める。

第60条の33中「ごとに次に掲げる」を「ごとに、次に掲げる」に改め、「（以下この節において「運営規程」という。）」を削り、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の34第2項中「敷地内に存し又は隣接し若しくは」を「敷地内に存し、又は隣接し、若しくは」に改める。

第60条の35第1項中「サービス提供管理委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「以下この条」を「次項」に改める。

第60条の36第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第60条の37中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中」に改め、「第60条の12第3項

」の次に「及び第4項並びに第60条の15第2項第1号及び第3号」を加える。

第62条第1項各号列記以外の部分中「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ」を「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう」に改める。

第63条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第64条第2項第1号中「アにかかわらず」を「アの規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「ただし書きの場合（」を「ただし書の場合において、」に、「場合に限る。）に」を「とき」に改める。

第65条第1項中「事業所又は施設」の次に「（第67条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第66条第1項中「同条の2第15項」を「法第8条の2第15項」に改め、同条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「第74条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第74条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」に、「第35条及び第36条」を「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に、「とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」」を「とあり、並びに第60条の12第3項及び第4項並びに第60条の15第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応

型通所介護従業者」と」に改める。

第 8 3 条第 6 項の表を次のように改める。

<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>看護師又は 准看護師</p>

第 8 3 条第 10 項ただし書中「の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の」を「(1)の項」に改め、同条第 11 項及び第 12 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 8 4 条第 1 項ただし書中「の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の」を「(1)の項」に改め、同条第 3 項中「第 112 条第 2 項」を「第 112 条第 3 項」に改め、「、第 193 条第 2 項」を削り、「厚生労働大臣」を「市長」

に改める。

第 8 5 条中「従業員又は」を「従業員若しくは」に、「厚生労働省」を「市長」に改める。

第 8 7 条第 2 項第 2 号ウ中「ア及びイ」の次に「の基準」を加える。

第 8 8 条中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第 9 1 条第 4 項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第 9 2 条第 2 項中「それらの」を「その」に改める。

第 1 0 1 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える

。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 1 0 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画（法第 1 1 7 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 1 0 3 条第 2 項中「実施に当たって」の次に「は」を加える。

第 1 0 9 条中「第 2 9 条」の次に「、第 3 3 条の 2」を加え、「3 9 条」を「第 3 9 条」に、「、第 4 2 条」を「から第 4 2 条まで」に、「第 6 0 条の 1 6 まで」を「第 6 0 条の 1 6」に、「第 1 0 1 条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第 1 0 1 条に規定する重要事項に関す

る規程をいう。第35条第1項において同じ。)に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条」を「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改め、「第60条の12第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の15第2項第1号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員であ

る計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の16第1項に規定する運営推進会議における評価

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテラライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加え、「（法第8条第14項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）」を削る。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置

を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第123条に規定する重要事項に関する規程」を、「運営規定（第123条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条」を「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改め、「「第6章第4節」と」の次に「、第60条の15第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第133条第4項第1号中「1人とする」の次に「こと」を加える。

第134条の見出し中「説明及び」を「説明並びに」に改める。

第139条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密

着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改め、「地域密着型特定施設従業者」との次に「、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第146条に規定する重要事項に関する規程」と、」を、「第7章第4節」との次に「、第60条の15第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を、「2月」の次に「、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」」を加える。

第152条の見出しを削り、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護

職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き」を削り、同条第4項中「第153条」を「次条」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」を削り、同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第3項第3号及び第4号並びに第4項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第158条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第159条第6項中「会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条第7号中「第175条第3項」を「第176条第3項」に改める。

第169条第8号中「指定地域密着型介護老人福祉」を削り、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第176条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第178条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第169条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。）」と、同項、第33条の2

第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第179条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第181条の見出しを削り、同条第1項第1号ア中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）中「床面積等は、次のいずれかを満たす」を「床面積は、10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア（ウ）に次のただし書を加える。

ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第181条第1項第1号ア（ウ）a及びbを削る。

第182条第3項第3号及び第4号中「入居者」を「市長の定める基準に基づき入居者」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第183条第5項中「当たって」の次に「は」を加え、同条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第187条第9号中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉」を削り、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

（9） 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第4項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第188条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着

型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を加え、「「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「「運営規程（第187条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。））」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「同項第4号及び第5号」を「同項第4号、及び第5号及び第7号」に改める。

第192条第12項及び第13項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第14項中「県指定居宅サービス基準条例第29条第1項」を「指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ」に改め、「（同項第1号の指定訪問看護ステーションが有しなければならない看護職員に係る基準に限る。）」を削り、「同条第3項の規定により同条第1項」を「（同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号）」に、「第7条第12項」を「第3条の4第12項」に、「同条第1項第4号ア」を「同条第1項第4号イ」に改める。

第193条第3項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第194条中「従業者又は」を「従業者若しくは」に、「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第196条第2項第2号中「ア及びイ」の次に「の基準」を加える。

第197条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第203条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、同条後段中「「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅

介護従業者」と、第35条」を「「運営規程（第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。））」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改め、「第60条の12」の次に「第3項及び第4項並びに第60条の15第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の19、第60条の19の3、第60条の37、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び前条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項（第190条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方

法をいう。) によることができる。

附則第2条中「厚生労働大臣」を「市長」に、「とあるのは「者」と、」を「とあり、及び」に、「とあるのは「者」」を「とあるのは、「者」」に改める。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」に改める。

附則第8条中「とあるのは「当該」を「とあるのは、「当該」に改める。

附則第10条から第12条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第12条の次に次の2条を加える。

第12条の2 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

第12条の3 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院

又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附則第13条第4項中「同省令」を「平成23年改正省令」に改める。

附則第14条を次のように改める。

第14条 この条例の施行の際現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）に係る第153条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人」とあるのは、「4人以下」とする。

附則第15条を削る。

（白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年白石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を

「第6章 雑則（第93条）

附則」に改める。

第1条中「事業者の指定の基準並びに」を削り、「基準を」を「基準について」に改める。

第3条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐

待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第1項各号列記以外の部分中「この条」を「この項」に改め、「以下同じ」を削り、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第7条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第8条第2項第1号中「アにかかわらず」を「アの規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「場合（）」を「場合において、」に、「場合に限る。）には」を「ときは」に改める。

第9条第1項中「次条」の次に「第1項」を、「事業所又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「同条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を、「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第21条の見出し中「等」を削る。

第23条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第28条第10号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を

「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第4項中「第7条第4項」を「第8条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防

止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第50条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第41条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第45条第6項の表を次のように改める。

(1)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
(2)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

第45条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加え、同条第10項ただし書中「第6項の表」の次に「(1)の項」を加え、「のいずれ

かが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等」を削り、同条第11項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第12項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、「第68条」の次に「第3号」を加える。

第46条第1項ただし書中「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の」を「前条第6項の表(1)の項」に、「事業所をいう。以下同じ」を「事業所をいう」に、同条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に、「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第47条中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第48条第1項中「第86条」を「第83条」に改める。

第49条第2項第2号ウ中「ア及びイ」の次に「の基準」を加える。

第50条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第53条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第58条第10号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合)にあっては、次期の介護保険

事業計画の終期まで) に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第60条第2項中「当たって」の次に「は」を加える。

第65条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第66条中「第32条から第37条で、第38条(第4項を除く。)から第40条まで」を「第29条の2及び第32条から第40条まで(第38条第4項を除く。)」に、「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程(第58条に規定する重要事項に関する規程をいう。第33条第1項において同じ。)」と、同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護 予防小規模多機能型居宅介護従業者」」を削る。

第67条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第68条第2号中「取組」を「取扱」に、「同条例」を「指定介護予防支援等基準条例」に改める。

第72条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同

生活介護事業所」に改め、同条第6項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に市長が定める研修を修了している者を置くことができる。

第73条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第75条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護

を除く。）」に改める。

第81条第7号中「前各号に掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第87条前段中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条（第5項）」を「から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項）」に、同条中「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第81条に規定する重要事項に関する規程をいう。第33条第1項において同じ。）」と、同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第88条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議
における評価

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項中「厚生労働大臣」を「市長に改め、同項を附則第2条とし、附則第3項中「予防省令」を「基準省令」に改め、同項を附則第3条とし、附則第4項中「予防省令」を「基準省令」に改め、同項を附則第4条とする。

(白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 白石市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年白石市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を

「第8章 雑則（第35条）

附則」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第19条中「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時に

において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 2 2 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

（2） 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3） 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 2 3 条に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 2 8 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条第7号中「解決すべき」を「支援すべき」に改め、同条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条中第27号を第28号とし、第21号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の2を第21号の2とし、第20号を第21号とし、同条第19号中「退所」の次に「を」を加え、同号を同条第20号とし、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15

号とし、第13号の2を第14号の2とし、第13号を第14号とし、第12号の2を第13号とする。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(白石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 白石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年白石市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を

「第7章 雑則（第34条）

附則」に改める。

第4条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「利用申込者等」を「利用申込者又はその家族」に改め、「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第3項中「利用申込者等」を「利用申込者又はその家族」に改める。

第16条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利

用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第20号中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が市長が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中「として次に掲げる事項」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するた

めの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

（2）当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の見出し及び同条中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第2項中「5年間」を「2年間」に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第1項ただし書中「平成30年10月1日」を「同年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第6条第2項」の次に「（第33条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項」を「第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第3項を削り、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所）であつて、同日において当該事業所における第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条中指定居宅介護支援等基準条例第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の地域密着型サービス基準条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の19、第60条の19の3、第60条の37、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の指定介護予防支援等基準条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第28条の2（これらの規定を新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（これらの規定を新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第32条、第56条、第60条の11（新地域密着型サービス基準条例第60条の19の3において準用する場合を含む。）、第60条の33、第74条、第101条（新地域密着型サービス基準条例第203条において準用する場合を含む。）、第123条、第146条、第169条及び第187条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第81条、新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項

」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。））」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条の2（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の19、第60条の19の3、第60条の37、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の15第2項（新地域密着型サービス基準条例第60条の19の3、第60条の37、第81条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これら

の規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第60条の12第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条の19の3、第60条の37、第81条、第109条及び第203条において準用する場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項及び第188条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

第6条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第164条の2（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔(くう)衛生の管理に係る経過措置)

第7条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第164条の3（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第8条 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第172条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びま

ん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第9条 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第176条第1項(新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

第10条 施行日から当分の間、新地域密着型サービス基準条例第181条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第152条第1項第3号ア及び第188条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第11条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、第1条の規定による改正前の地域密着型サービス基準条例第181条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

第 3 8 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年度白石市一般会計補正予算（専決第 6 号）

（令和 3 年 3 月 3 1 日専決）

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 9 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 7 号）
（令和 3 年 3 月 3 1 日専決）

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 0 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年度白石市介護保険特別会計補正予算（専決第 8 号）

（令和 3 年 3 月 3 1 日専決）

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年度白石市水道事業会計補正予算（専決第 9 号）

（令和 3 年 3 月 3 1 日専決）

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年度白石市下水道事業会計補正予算（専決第 1 0 号）

（令和 3 年 3 月 3 1 日専決）

令和 3 年 4 月 2 8 日

白石市長 山 田 裕 一